国土交通省所管公共事業における 景観評価の基本方針(案)について 【改定の背景・経緯】

平成15年7月 美しい国づくり政策大綱公布

15 の具体的施策の中に「公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立」位置づけ

平成16年6月 景観法成立

国会附帯決議に「景観アセスメントシステムの早期確立」言及



平成16年6月 「国土交通省所管公共事業における

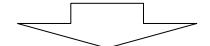
景観評価の基本方針 (案)」通達



平成16年度~18年度 全国44直轄事業を対象に試行



3箇年の試行結果における成果ならびに各局の景観ガイドライン出揃いを踏まえた本格運用のために「基本方針(案)」の見直しが必要



平成19年4月より「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」として本格運用

(参考)

【各事業の景観形成ガイドラインの策定状況】

- 「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン(2004/05/24)
- 「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」(2004/06/11)
- 「港湾景観形成ガイドライン」(2005/03)
- ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」(2005/03)
- ・「道路デザイン指針」(2005/03)
- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)(2005/03)
- 「海岸景観形成ガイドライン」(2006/01)
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」(2006/10)
- 「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」(2007/02)